

社会福祉法人 柳原福祉会 役員報酬等規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柳原福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

静岡市内	10,000円
その他	実費

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

静岡市内	10,000円
その他	実費

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、令和3年7月1日から実施する。